

平成13年度「特別課程」案内

1. 概要

本課程は、公衆衛生に関する生涯教育として、公衆衛生関係業務に従事している者に対し、業務に関する最新の知識・技術、技能を修得させるために設けられているもので

あり、各種の専門コースを開設し、各コースごとに時代の要請に即応した教育を実施する。

教育機関は、概ね1カ月である。本年度は、12コースを開設する。

2. コース及び教育期間

| コース名 | コースの概要 | 教育期間 |
|------------|--|--|
| 疫学統計 | 国及び地方公共団体等において、公衆衛生に関する業務に従事する者に対し、公衆衛生活動において、調査を計画し、情報を収集・解析する際に必要な疫学、統計学の知識と技術の教育を実施する。 | (前期) 平成13.5.14(月) ～ 5.30(水) (後期) 平成13.10.15(月) ～ 10.30(火) |
| 公衆衛生看護管理 | 国及び地方公共団体等において、管理的立場にある保健婦に対し、管理に関する諸理論及び最新情報について学び、地域保健福祉活動及び公衆衛生看護活動を評価し、地域及び組織の課題を的確に把握する能力を養うとともに、公衆衛生看護管理者として効果的な活動を展開するための知識と技術の教育を実施する。 | 平成13.5.14(月) ～ 6.8(金) |
| 建築物衛生 | 国及び地方公共団体等において、環境衛生監視に関する業務に従事している者に対し、建築物衛生・環境管理に関する高度な専門知識並びに技術を習得し、建築物の衛生監視業務に資する深い洞察力を養う教育を実施する。 | 平成13.6.11(月) ～ 7.11(水) |
| 地域保健医療福祉計画 | 国及び地方公共団体等において、保健医療福祉に関わる計画策定に携わる、または携わる予定のある医師、歯科医師、保健婦、事務職等に対し、地域における保健医療福祉などの計画を理解するとともに、自分自身での計画策定や計画策定の支援ができるように総合的かつ実践的な知識・技術の教育を実施する。 | 平成13.6.11(月) ～ 7.6(金) |
| 食肉衛生検査 | 地方公共団体の食肉衛生検査所等において、と畜検査員として食品衛生に関する業務に従事する獣医師に対し、食肉の衛生的安全管理を図るための専門的知識と技術の教育を実施する。 | 平成13.6.11(月) ～ 7.11(水) |
| 薬事衛生管理 | 国及び地方公共団体において、GMP監視業務に従事している薬剤師又はこれから従事する予定の薬剤師に対し、医薬品及び医療用具の品質保証並びにGMPに関する最新の知識及び薬務行政に関する重要課題の教育を実施する。 | 平成13.7.16(月) ～ 7.27(金) |
| ヘルスプロモーション | 国及び地方公共団体において、公衆衛生、保健・福祉活動に関する業務に従事する者に対し、ヘルスプロモーションに関する理解を深め、各分野の実際の業務において実践する知識及び技能の教育を実施する。 | 平成13.9.3(月) ～ 9.28(金) |
| 公衆栄養 | 国及び地方公共団体等において、栄養士業務に従事する管理栄養士に対し、住民の健康づくりや生活習慣病予防を行うため公衆栄養・地域栄養対策の視点から地域栄養改善活動の専門的指導者及び中心人物を養成する教育を実施する。 | 平成13.9.3(月) ～ 9.28(金) |
| 水道工学 | 国及び地方公共団体等の水道関係部局において、水道施設の計画、設計、運転、維持管理、水質監視並びにこれらに関する指導監督等の業務に直接従事する者に対し、水道工学にかかる専門的な知識及び技術の教育を実施する。 | 平成13.9.3(月) ～ 10.16(火) |

| コース名 | コースの概要 | 教育期間 |
|---------|--|----------------------------|
| 細菌 | 保健所や地方衛生研究所において、公衆衛生分野で細菌に関する調査研究に従事している職員で細菌に関する基礎知識を有する者に対し、細菌学の体系的な理解と現状に対応した新しい知識及び技術の教育を実施する。 | 平成13.11.1(木) ～ 11.30(金) |
| 医療放射線監視 | 国及び地方公共団体において、医療放射線の監視、監督等の業務に従事する者に対し、放射線衛生学の基本並びに放射線管理と監視に関する専門的な知識及び技術の教育を実施する。 | 平成13.11.1(木) ～ 11.30(金) |
| 食品衛生管理 | 国及び地方公共団体において、食品衛生に関する業務について指導的立場にある者に対し、食品衛生管理にかかる専門的な知識及び技術の教育を実施する。 | 平成13.11.1(木) ～ 11.30(金) |